

《保険料の納め方（65歳以上の方）…特別徴収と普通徴収》

- (1) 年間の年金額が、18万円以上ある方
→ 年金から介護保険料が天引きされます。（特別徴収）
- (2) 年間の年金額が、18万円に満たない方
→ 納付書（もしくは口座引落）で、介護保険料を納めます。（普通徴収）
- (3) 年度途中で65歳になった方（資格到達者）もしくは、年度途中で西原町に転入した方
→ 納付書（もしくは口座引落）で、介護保険料を納めます。（普通徴収）
※以降、おおむね半年から1年で「特別徴収」に切り替わります。（普通徴収→特別徴収）

※ただし、以下の場合は、年金額や資格到達に関わらず、一時的に普通徴収に切り替わります。

- ・現況届の提出遅れにより、年金の支給停止や現況確認がとれない場合
- ・年度途中で、保険料額や年金支給額が変更になった場合
- ・年金受給権を担保にした場合
- ・年金をもらっていない場合

《保険料の納期（特別徴収と普通徴収）》

【特別徴収】納期は年に6回（年金が支給される月）となっています。
【普通徴収】納期は年に8回（平成24年7月から平成25年2月まで）となっています。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	1期	-	2期	-	3期	-	4期	-	5期	-	6期	-
普通徴収	-	-	-	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	-

【特別徴収の方の仮徴収と本徴収について】

※平成23年度から継続して特別徴収の方、または4月から新たに特別徴収が開始された方の介護保険料は、『4月・6月・8月（仮徴収期）』と『10月・12月・2月（本徴収期）』に区別されます。

- ①平成24年の4月・6月については、平成24年2月に引かれた介護保険料額と同額になります。
- ②平成24年の8月以降の介護保険料については、前年の所得に基づき保険料額が確定した後に年間の保険料額から、既に「仮徴収」として納めて頂いている金額（4月・6月分）を差し引いた残りの金額を振り分けて納めます。

介護保険料についての疑問やお問い合わせについては、福祉部介護支援課までご連絡ください。

お問い合わせ 福祉部介護支援課 介護支援係 ☎945-5013（内線 194）

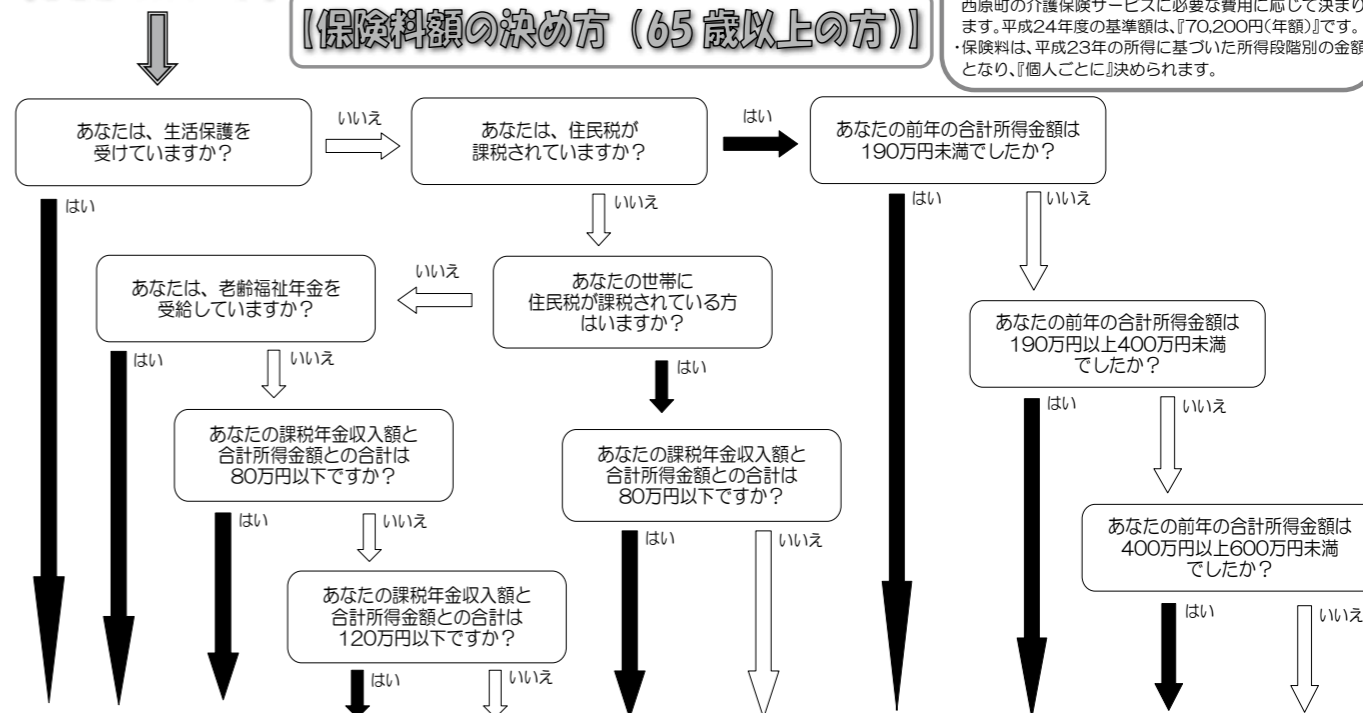
平成24年度

介護保険制度と保険料

西原町の介護保険料

【保険料額の決め方（65歳以上の方）】

【ここからスタート】



第1段階	第2段階	第3段階 (特例) *	第3段階	第4段階 (特例)	第4段階 (基準額)	第5段階	第6段階	第7段階 *	第8段階 *
年額	年額	年額	年額	年額	年額	年額	年額	年額	年額
(基準額×0.5)	(基準額×0.5)	(基準額×0.70)	(基準額×0.75)	(基準額×0.93)	(基準額×1.0)	(基準額×1.25)	(基準額×1.5)	(基準額×1.75)	(基準額×2.0)
35,100円	35,100円	49,140円	52,650円	65,286円	70,200円	87,750円	105,300円	122,850円	140,400円

【*】については、第5期計画からの新設段階です。

【給付制限について】

介護保険料は、介護保険サービスに必要な費用をまかなう大切な財源です。保険料を納め忘れていたり、滞納期間に応じて、以下の制限がされる場合があります。

【1年以上、滞納をしていると…】

介護保険サービスを利用するときに、いったん費用の全額を自己負担してもらい、後日、役場に申請することで残りの9割分を払い戻します。

【1年6ヶ月以上、滞納をしていると…】

保険給付分（9割分）の支払いが差し止められます。また、差し止められた保険給付分から滞納している保険料額が控除されます。

【2年以上、滞納をしていると…】

一定期間、自己負担分が「1割」から「3割」に引き上げられます。また、高額介護サービス費などの支給も受けられなくなります。

*** 介護保険はみなさんの保険料で支えられています ***

介護サービスを安心して、安定的に受けることができるよう、一人ひとりがキチンと保険料を納め、安心の輪を作りましょう！